

令和2年（ワ）第6225号，第31962号六ヶ所再処理工場運転差止請求事件

原告 岩田雅一 外238名

被告 日本原燃株式会社

準備書面 1

2021年4月1日

東京地方裁判所民事第37部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 弁護士 河合弘之
ほか

目次

第1 答弁書「第1」乃至「第4」に対する認否	3
1 「第1」について(答弁書8頁)	3
2 「第2」について(答弁書8頁)	3
3 「第3」について(答弁書8頁～9頁)	3
4 「第4 本件再処理工場の概要」について(答弁書9頁～30頁)	3
(1) 「1 原子燃料サイクル」について	3
(2) 本件再処理工場に係る安全規制の概要	6
(3) 「3 被告の再処理の事業等の実施」について(答弁書22頁・下から5 行目)	7
(4) 本件再処理工場の概要	7
(5) 「5 本件再処理工場の主な特徴」について (答弁書30頁・7行目)	8

第2 答弁書「第5 運転差止訴訟の審理の在り方」の「1」, 「2」に対する反論.....	11
1 被告の主張	11
2 原告らの反論1 (上記被告の主張1 (1)に対し)	12
3 原告らの反論2 (上記被告の主張1 (2)に対し)	13
4 原告らの反論3 (上記被告の主張1 (3)(5)に対し)	15
5 原告らの反論4 (上記被告の主張1 (4)に対し)	17
(1) 伊方最高裁判決.....	17
(2) 女川原発訴訟一審判決の不合理	18
(3) その後の民事訴訟下級審判決	20
(4) 福岡高裁宮崎支部決定	20
(5) その後の下級審判決, 決定	21
(6) 小括	21
6 付言	22
第3 答弁書「第5」の「3」の「(1)」に対する反論	23
1 被告反論の概要.....	23
2 被告反論①について.....	23
3 被告反論②について.....	24
4 小括	24
第4 答弁書「第5」の「3」の「(2)」に対する反論	24
第5 答弁書「第5」の「3」の「(3)」に対する反論	24
第6 答弁書「第5」の「3」の「(4)」, 「(5)」に対する反論	24
1 「(4)」に対する反論.....	24
2 「(5)」に対する反論.....	25

第1 答弁書「第1」乃至「第4」に対する認否

本項では、債務者の令和2年7月30日付答弁書の「第1～第4」(8～30頁)に対する認否を行う。なお、被告の主張はおおむね法令や規則などの「建付け」に係るものであり、原告としては積極的に争うものではない。しかしながら、かかる「建付け」に係る「運用実態等」に関しては、「建付け」と相違があり、裁判所に誤認を与えるものであることから、正確な運用実態等の理解に資する部分は詳細に指摘、反論を加える。

1 「第1」について(答弁書8頁)

認否の限りではない。

2 「第2」について(答弁書8頁)

認否の限りではない。

3 「第3」について(答弁書8頁～9頁)

認否の限りではない。

4 「第4 本件再処理工場の概要」について(答弁書9頁～30頁)

(1) 「1 原子燃料サイクル」について

不知。

なお、積極的に争う趣旨ではないが、核燃料サイクルが、高速増殖炉計画の破綻や、高レベル放射性廃棄物最終処分場の未決定という事実を考慮すれば、実質的には破綻していることを付言しておく。

ア 「(1) 原子燃料サイクルの概要」について

不知。ただし、積極的に争う趣旨ではない。

当初、核燃料サイクルは、高速増殖原子炉を含め、永久的に燃料を生み出

すことができる夢のエネルギー源として国を挙げて推進された。軽水炉でウランを燃やす場合はウラン資源の約99%が無駄に捨てられるところ、高速増殖炉を使えば、理論的にはウラン資源を100%利用することが可能であったことから、軽水炉でただウランを燃やす場合に比べて資源量は100倍近く増加することになる。これほど大きなメリットがあるからこそ、莫大な資金を投じて危険な再処理工場を動かそうとする考えがあったのである(甲91「原発より危険な六ヶ所再処理工場」・12頁)。しかし、高速増殖原子炉「もんじゅ」は平成30年3月に廃止措置計画が認可され、実質失敗に終わった(甲92「「もんじゅ」廃炉計画と「核燃料サイクル」のこれから」)。このように、「もんじゅ」を廃止にただけでは、再処理・高レベル放射性廃棄物の処分などの核燃料の流れの下流部分に問題が生じるため、政府は核燃料サイクルの堅持等を言明せざるを得なかった。かかる事情により、ウラン資源量を100倍にする高速増殖炉抜きで核燃料サイクルが成り立つかを検討する必要が生じたのである。しかし、新たな核燃料サイクルにおけるプルサーマルは、ウラン資源量の増加が従来の20%程度に過ぎないものである(甲91「原発より危険な六ヶ所再処理工場」・14頁)。つまり、高速増殖炉を用いれば資源量の増加が100倍になると考えられていたのに対し、プルサーマルでの資源量の増加は0.2倍(=20%)に過ぎず、高速増殖炉を用いた場合に比べて資源量の増加は500分の1しかないのである。

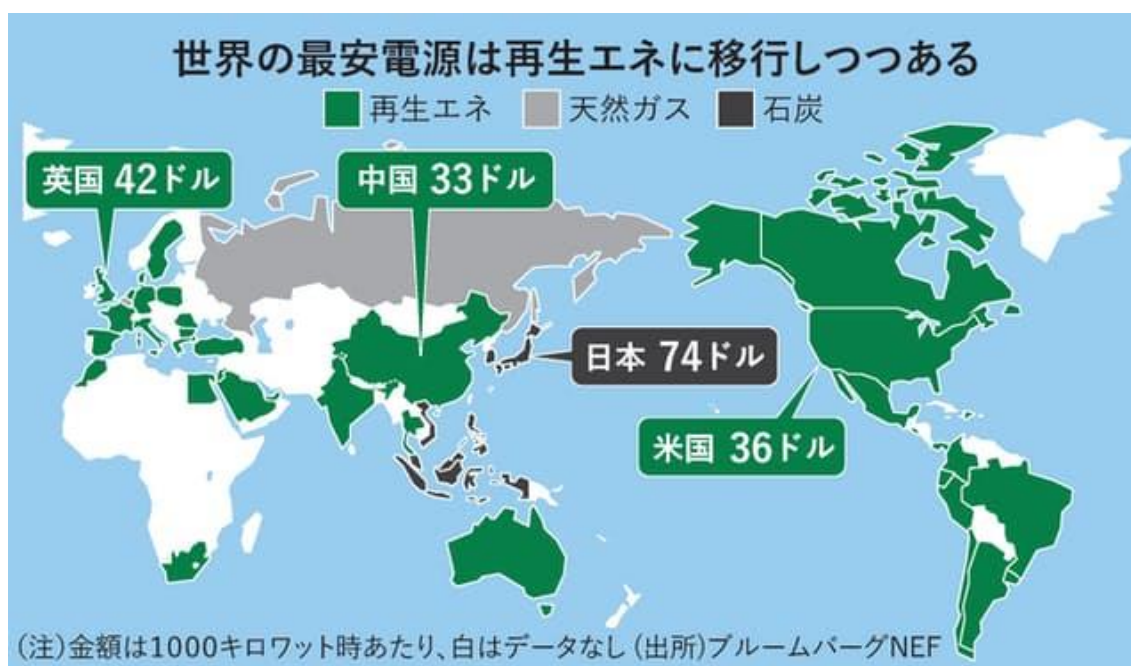
また、高レベル放射性廃棄物、いわゆる「核のごみ」の最終処分場が未だ決まらずに運転する原子力発電は「トイレなきマンション」と揶揄され、最終処分場調査に応募した北海道寿都町や神恵内村などの強引で場当たりの対応が問題視されている(甲93「核のごみ最終処分場調査」)。

被告及び国は、高速増殖炉の失敗と、トイレなきマンションの問題を放置したまま、残った再処理工場の正当性を無責任に主張するため、核燃料サイクルを縮小して主張しているのである。

イ 「(2) 原子燃料サイクルの意義」について

「準国産エネルギー資源の創出には、原子燃料サイクルの確立が必要不可欠」とする部分は否認し、その余は不知。

下図に示すように、世界の最安電源は、太陽光や風力、地熱、水力など自然の力を利用して発電する再生可能エネルギーに移行しつつある（甲94「緑の世界と黒い日本」）ことから明らかなように、エネルギー資源の創出には再生可能エネルギーという新しく有力な選択肢が存在する。



ウ 「(3) 我が国における原子燃料サイクルの推進の経緯」について

柱書部分は、不知。

(ア) 「ア 原子力発電開発の黎明期における原子燃料サイクルの推進」について

(答弁書11頁1行目)

不知。

(イ) 「イ 原子力発電の発展期における原子燃料サイクルの推進」について(答弁書13頁10行目)

不知。

(ウ) 「ウ 福島第一原子力発電所事故後における原子燃料サイクルの推進」について(答弁書15頁下から11行目)

不知。

なお、第五次エネルギー基本計画にも明記されているとおり、エネルギー政策は「安全性を前提」としており、まさに本件訴訟は、本件再処理工場が、国のエネルギー政策の大前提とする安全性を欠くことを明らかにするものである。

(2) 本件再処理工場に係る安全規制の概要

ア 「(1) 従前からの安全規制の概要」について

認める。

(ア) 「ア 分野別安全規制」について

認める。

(イ) 「イ 段階的安全規制」について

法令の説明に関する部分(答弁書17頁・3行目～下から2行目まで、及び18頁・8行目以降)は認め、その余は不知。

イ 「(2) 福島第一原子力発電所事故を踏まえた改正」について

柱書部分は、認める。

(ア) 「ア 原子力規制委員会の設置」について(答弁書11頁・下から11行目)

認める。

なお、毎日新聞の報道の内容から、原子力規制委員会が①秘密会議を実施していたこと、②規制すべき原子力事業者(関西電力)対して、原発停止を回避するために主体的・能動的に配慮していたこと及び③更田委員長が記者会見という公の場で虚偽の説明をしていたことが明らかになっており(甲95「毎日新聞報道」)、原子力規制委員会設置法の要請する中立公正な立場での独立した職権行使は、「建付け」としての規定は存在しているも、「運用実態」を欠くものであることが明らかになっている。

(イ) 「イ 原子力基本法における基本方針の改正」について

認める。

(ウ) 「ウ 原子炉等規制法における技術的能力及び災害の防止に係る基準の強化等」について(答弁書20頁・下から10行目)

認める。

(エ) 「エ 原子力規制委員会の規制」について(答弁書22頁・7行目)

認める。

(3) 「3 被告の再処理の事業等の実施」について(答弁書22頁・下から5行目)

ア 「(1) 被告の行う原子燃料サイクルに係る事業」について(答弁書22頁・下から4行目)

認める。

イ 「(2) 本件再処理工場の設置の経緯」について(答弁書23頁・下から9行目)

第1段落は、不知。

第2段落は、認める。

第3段落は、平成5年4月14日の認可及び被告が同月28日の本件再処理工場の建設に着工したことは認め、その余は不知。

第4段落は、認める。

第5段落は、不知。

(4) 本件再処理工場の概要

ア 「(1) 本件再処理工場の位置、構造、主要な施設」について(答弁書26頁・7行目)

第1段落は、認める。

第2段落は、被告が本件再処理工場の敷地に津波が到着しないことを確認しているとする部分は不知、その余は認める。人智を超える自然災害たる津波が、被告の想定を超えて到着しないことを確認したのであれば、具体的な

確認方法を証拠とともに提示すべきである。

第3段落は、不知。ただし、積極的に争う趣旨ではない。

イ 「(2) 再処理の方法」について(答弁書27頁・5行目)

不知。

ウ 「(3) 再処理能力及び再処理する使用済核燃料の特徴」について

(答弁書27頁・6行目)

(ア) 「ア 再処理能力」について

不知。

(イ) 「イ 再処理する使用済み燃料の特徴」について

第1段落は認め、その余は不知。

なお、使用済核燃料の放射能の減少に関する指摘は後述する。

エ 「(4) 本件再処理工場の主要な施設の概要」について(答弁書28頁・6行

目)

不知。ただし、積極的に争う趣旨ではない。

(5) 「5 本件再処理工場の主な特徴」について(答弁書30頁・7行目)

ア 「(1) 運転条件の穏やかな化学工場ともいべき施設」について(答

弁書30頁・8行目)

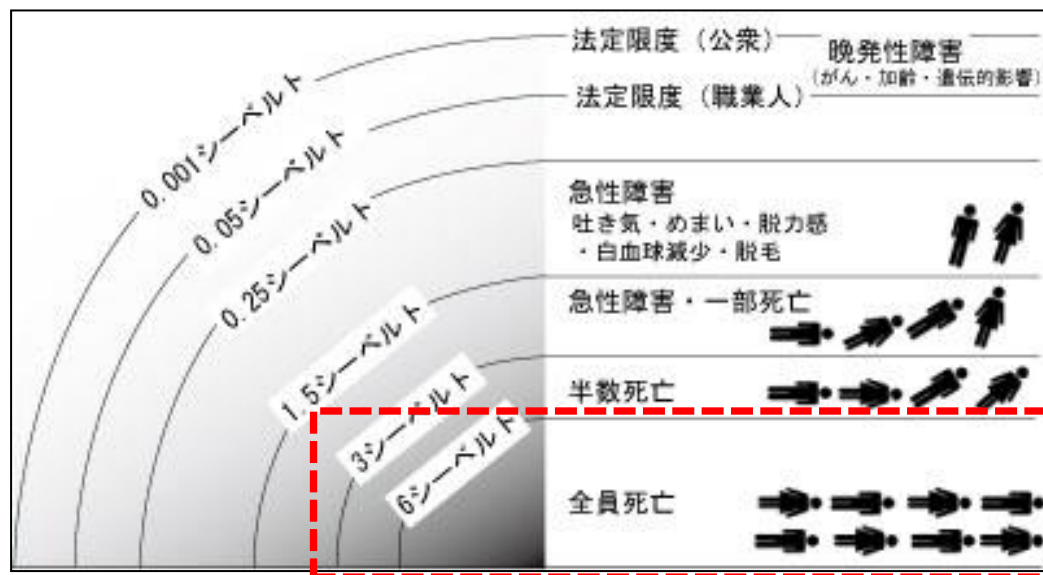
本件再処理工場が、国内の原子力発電所で生じる使用済核燃料を物理的、化学的方法により処理し、ウラン及びプルトニウムを分離回収して再利用に資することを目的とする点、使用済核燃料に含まれる核分裂生成物を放射性廃棄物にして管理し貯蔵することも目的とした施設である点及び原子力施設ではあるが、ここで行う工程のほとんどが硝酸等を利用した化学的なものによって構成されているとする点は認め、その余は不知。

なお、表題部の「運転条件の穏やかな化学工場」の箇所は趣旨不明であるが、本件再処理工場が安全であるとの誤った印象を与える表現であるため、指摘を加える。

まず、本件再処理工場で取り扱う使用済核燃料は、膨大な放射能の塊で、人間が近づけば即死してしまうような非常に強力な放射線と高い熱を出し続けるものであり（甲10 「とめよう！六ヶ所再処理工場」・5頁・下から5行目）、 厳重な管理が確実に実行されなければならないものである。

また、再処理の過程で発生する高レベル放射性廃棄物も、製造直後は1, 500 Sv/h (= 1, 500, 000 mSv/h) の放射線を放出するもので（甲96 「放射性廃棄物の適切な処分の実現に向けて」・3頁・1～2行目）、 人が近づくだけで即死するほどの放射線と熱を出している（甲10 「とめよう！六ヶ所再処理工場」・2頁・下から5行目～下から4行目）。これは、放射能の人に対する影響で全員死亡するとされている6 Svの250倍もの放射線を出すものであり、高レベル放射性廃棄物が文字通り桁違いに危険なものであると分かる。

「放射線の人体に対する影響」



高レベル放射性廃棄物を運搬中に港で待機しているトレーラーに氷雨が降り、高レベル放射性廃棄物自らの発熱のために湯気を上げている様子からも、その熱の大きさが分かる（甲97 「核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団ホームペ



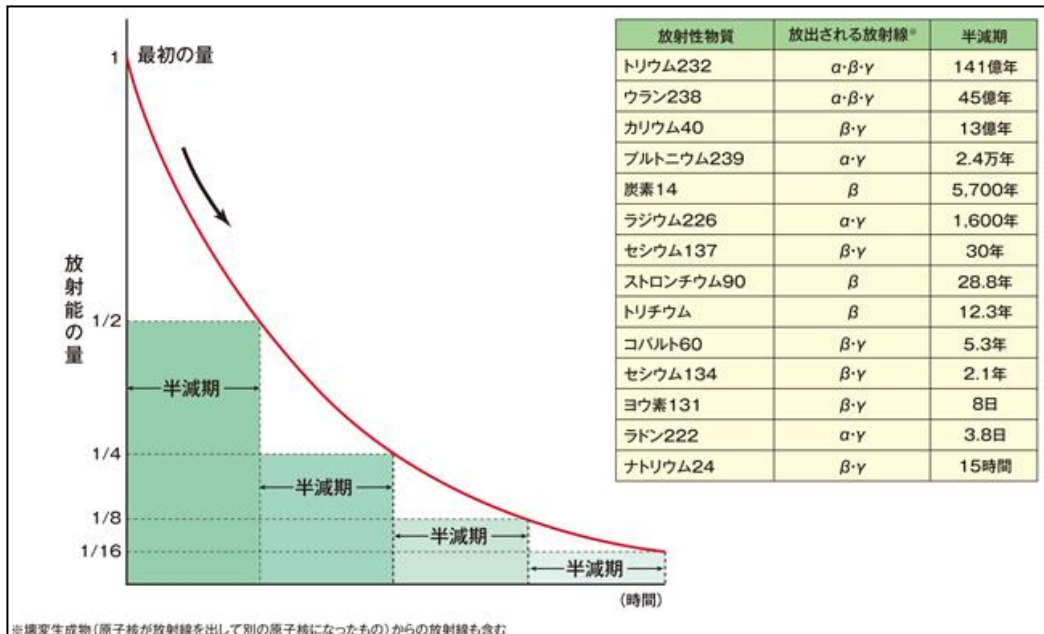
ージ)。

なお、本件再処理工場に近接する高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターにおいて、高レベル放射性廃棄物を最終処分場に搬送するまでの30年ほど保管するという「建付け」になっているが、最終処分場は未だ受け入れ先自治体が決まっておらず、候補地として名乗りを上げている北海道寿都町や神恵内村でも、地元住民らの理解が得られていない状況など、運用実態は全く整っていない。

イ 「(2) 一定の冷却期間が経過した使用済核燃料を受け入れて処理する施設」について(答弁書30頁・下から5行目)

使用済核燃料は、それに含まれる放射性物質の崩壊により、冷却期間が長くなるほど放射能が小さくなり、崩壊熱も減少する性質を有するという点は認め、その余は不知。

なお、被告は、半減期が短い核種の放射能は大幅に減少しているとし、答弁書別紙図5「原子炉停止直後からの放射能及び崩壊熱の減少」を添付しているが、かかる主張は本件再処理工場が受け入れる使用済核燃料全体についての説明であるかのような誤った印象を与えるため指摘を加える。使用済核燃料に含まれる核種とそれぞれの半減期は以下のように多種多様である。



図「放射能の減り方」(甲98「教えて!原子力」)

プルトニウム239に関しては半減期が2万4000年であり、貯蔵施設でさらに原子炉停止後15年以上冷却したところで、半減期までには残り2万3985年も要するものであり、その他にも半減期が冷却期間の15年より桁違いに長い核種が多数存在する。つまり、特に半減期が長い核種の放射能は、原子炉停止後15年が経過したところでほとんど減少していない。

第2 答弁書「第5 運転差止訴訟の審理の在り方」の「1」、「2」に対する反論

1 被告の主張

人格権に基づく差止請求権の要件及び主張立証責任について、被告の主張の骨子は次のとおりである。

- (1) 青森県から遠く離れた地域に居住する原告の生命、身体に被害の及ぶ具体的危険性があるとは考え難い(答弁書33頁)。
- (2) 科学技術を利用した分野の施設、設備が備えるべき安全性は「相対的安全性」であり、本件訴訟で判断されるべきは「本件再処理工場に内在する危険

が顕在化するおそれを一定程度に低減していると認められるかどうか」である(答弁書33～34頁)。

(3) 原告が依拠する伊方最高裁判決の趣旨は、本件には適用されない。その理由は、①伊方最高裁判決が行政訴訟における判決であるのに対し、本件は民事訴訟であること、②伊方最高裁判決当時と異なり、現在では原子力規制委員会の審査会合、審査資料は公開されていて、資料の偏在に対する考慮の必要がないことである(答弁書35～39頁)。

(4) 仮に、伊方最高裁判決を前提とするとしても、同判決に対する原告の理解は、次のとおり誤りである(答弁書39～45頁)。

ア 伊方最高裁判決は、被告行政庁が、具体的審査基準に不合理な点がなかったこと、調査審議及び判断の過程に看過しがたい過誤、欠落がなく、被告行政庁の判断に不合理な点がなかったことを主張立証した場合には、原告住民らは、原子炉施設の安全性に関する被告行政庁の判断に不合理な点があることの主張立証責任を負うという趣旨のものである。

イ 同判決において被告行政庁が負うとしたのは、主張立証の必要であって、被告行政庁に主張立証責任を転換したものではない。

ウ 伊方最高裁判決は、実体的判断代置方式を否定したものであるから、原子力規制委員会の科学的、専門技術的知見に基づく判断は尊重されるべきである。

(5) 原告らは、主張立証責任の一般原則に従い・・・本件再処理工場の安全性に欠ける点があって、その運転により各個の原告の生命、身体に被害が及ぶような差し迫った具体的危険性が存することなどについて主張立証責任を負う(答弁書45頁)。

2 原告らの反論1 (上記被告の主張1(1)に対し)

(1) 金沢地裁は、志賀原発から700キロメートル圏内に居住する原告につ

いて人格権侵害の具体的危険を認め（金沢地裁平成18年3月24日判決・判例時報1930号25頁参照），福井地裁は，大飯原発から250キロメートル圏内に居住する原告について人格権侵害の具体的危険を認めた（福井地裁平成26年5月21日判決・判例時報2228号72頁参照）。

(2) ところで，本件再処理工場に貯蔵される使用済み核燃料は最大3000トンという膨大なものであり（訴状125頁参照），個々の原子力発電所の比ではない。再処理工場における事故想定は，訴状127～128頁に記載したとおりであり，本件再処理工場の使用済み核燃料の貯蔵量の1%に含まれる放射性物質が放出しただけでも東日本全域の居住者が250mSvもの被ばくを余儀なくされるのであって，数%が放出されれば，日本全域の居住者が同様の被ばくを余儀なくされるのは明らかである。すなわち，日本に住む者は，本件再処理工場を運転することにより，誰もが人格権を侵害される具体的危険に晒されるのであって，原告ら全員の生命，身体に被害が及ぶ具体的危険性は優に認められる。

3 原告らの反論2（上記被告の主張1(2)に対し）

(1) 原告らは，本件再処理工場が備えるべき安全性が「相対的安全性」に留まることは結論としては争わない。しかしそれは，被告がいうように，「本件再処理工場に内在する危険が顕在化するおそれを一定程度に低減」していれば足りるなどという腰が引けた姿勢を容認するものではない。どれだけ安全性を高める対策を採っても，論理的に100%の安全を確保することができないことを認めているに過ぎない。

(2) 論理的に100%の安全が実現できないからといって，通りいっぺんの安全性を確保すれば足りるというものではない。その理由は，次の2つである。

ア 本件再処理工場の事故は，その深刻さにおいて原子力発電所の事故を遙か

に上まわり，日本国内に止まらず，地球規模で深刻な放射能汚染を引き起こすのであるから，本件再処理工場の運転に関与する者の姿勢としては，事故は「絶対に」起こしてはならないものであって（伊方最高裁判決が，原子炉等規制法の趣旨について，「深刻な原発事故が『万が一にも』起こらないようにするため」と説示したのも同じ趣旨である。），地震，津波，噴火等の自然現象，ヒューマンエラー，テロ，航空機の落下等の人為的現象を含め，現実的に可能性がある事態に対しては，それに遭遇しても放射性物質を工場外に放出させないための十分な対策が取られていなければならないことは明白である。

イ 事故を起こした時に人の生命身体を侵害する科学技術を用いた施設は原子力発電所や再処理工場だけではなく，鉄道，自動車，飛行機等，枚挙にいとまがない。我々は，それらの危険性の程度と科学技術の利用により得られる利益の大きさの比較衡量の上で，これを一応安全なものであるとして利用しているのである（「最高裁判所判例解説民事編平成4年度」418頁（伊方原発最高裁判決についての高橋利文調査官の解説部分）。それでは，再処理工場の運転によって得られる利益は何だろうか。何もないことは明白である。使用済み核燃料を再処理してプルトニウムを取り出してもMOX燃料にほとんど使い道はなく，逆に，これによってより猛毒の高レベル放射性廃液を作り出すだけである。しかも，そのことが社会に与える害は深刻である。社会的利益がないばかりか，深刻な害を与える施設の利用を許すのであれば，危険性の程度を最小限にすべきことは論理必然の結論である。

以上を要するに，再処理工場は，論理的な意味で100%の安全を備えることはできないとしても，「通常人が，万々が一にも事故は起こらないと確信を持ちうる」というレベルの安全性を備えることが求められるというべきなのである。

4 原告らの反論3（上記被告の主張1(3)(5)に対し）

(1) 伊方最高裁判決は、「被告行政庁がした右判断に不合理な点があること的主張、立証責任は、本来、原告が負うべきものと解されるが、当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持していることなどの点を考慮すると、被告行政庁の側において、まず・・・被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要がある、被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認される」と述べて、主張立証責任の枠組みを示した。これは、行政訴訟における判断ではあるが、証拠の偏在という事実を踏まえて訴訟上の公平を確保するための判断であるから、民事訴訟においても十分に採用可能であるし、現に、下級審裁判所は、その後の原発運転差止め請求訴訟において、同様の判断枠組みを積み重ねてきた。これを否定する被告の主張は、特異な考え方である。

(2) 被告は、現在では資料の偏在を考慮する必要がないと主張するが、本件再処理工場の安全性判断に必要な資料は公開資料だけではならず、その前提となる検討状況、調査など多数の資料、情報が必要となる。さらに、原子力規制委員会が秘密会議を行うなど、不公正、非中立、不透明な運用をしていることが新聞報道によって明らかにされており、資料の偏在の状況は、伊方最高裁判決当時と基本的に変わりはない。

(3) なお、原子力関係施設以外の危険施設についても、住民が人格権に基づいて建設や操業の差止めを求めた民事訴訟ないし民事仮処分において、裁判所は、当事者の公平を図る観点から、本来、原告（債権者）側が負担すべき立証責任を被告（債務者）側に転換ないし事実上転換してきたことが参照されるべきである。具体的にいくつか指摘する。

ア 平成10年3月26日福岡地裁田川支部決定【判例時報1662号131頁】（周辺住民が人格権に基づき産業廃棄物安定型最終処分場の建設、

使用，操業禁止の仮処分を求めた事例)

「本件のごとく一般の住民が，専門業者を相手として，その業者の営業に関して生じる健康被害及び生活妨害を理由に，本件処分場の建設及び使用操業の差止めを求めている事案においては，証明の公平な負担の見地から，住民が侵害発生の高度の蓋然性について，一応の立証をした以上 業者がそれにもかかわらず侵害発生の高度の蓋然性のないことを立証すべきであり，それがない場合は，裁判所としては，侵害発生の高度の蓋然性の存在が認められるものとして扱うのが相当である。」

イ 平成4年2月28日仙台地裁決定【判例時報1429号109頁】（周辺住民が人格権に基づき産業廃棄物最終処分場の使用，操業差止の仮処分を求めた事例)

「一般の住民が，専門業者を相手として，業者の営業に関して生じる健康被害・生活妨害を理由に，操業差止めを求めている事案においては，証明の公平な負担の見地から，住民が侵害発生の高度の蓋然性について一応の立証をした以上，業者がそれにもかかわらず侵害発生の高度の蓋然性のないことを立証すべきであり，それがない場合には，裁判所としては，侵害発生の高高度の蓋然性の存在が認められるものとして扱うのが相当である。」

ウ 昭和55年10月14日札幌地裁判決【判例時報988号37頁】（周辺住民が人格権に基づき火力発電所の建設禁止を求めた事例)

「建設の差止を求める原告らとしては，当該施設に関する外部的事実（当該施設の性格，訴訟外で設置計画が公表されているとすれば，その公表された設置計画上の施設の規模・機能。），当該施設周辺の自然的・社会的条件，当該施設から排出される物質の身体・財産に対する危険性等，すなわち，その存在から所与の知見・経験則に基づけば受忍限度を超える程度までの被害発生をもたらすおそれがあるであろうと推認しうる事実を立証するをもって足りると解すべきである。そして，このような立証がなされた場合には，事

業主体の方で、それにもかかわらず、当該施設の具体的構造・機能、採用しようとしている公害防止対策ないし危険回避のための措置からして、被害発生のおそれがないか若しくはおそれがないことを推認しうる事実を立証しない限り、前記のごとき推認を覆すことはできないと解すべきである。」

エ 昭和52年10月7日徳島地裁判決【判例時報864号38頁】（人格権に基づきゴミ焼却場の建設禁止の仮処分を求めた事例）

「建設予定の施設による公害の程度を正確に予測し、その立証を尽くすことは、設置に反対する住民側には極めて困難であり、したがって、住民側としては、当該施設の規模・性質及び立地条件からして、自己らに受忍限度を超える公害被害の一般的抽象的蓋然性があることを立証すれば足り、右立証がなされた場合には、建設者の方で、右のような蓋然性にもかかわらず、当該施設からは受忍限度を越える公害は発生しないと断言できるだけの対策の用意がある旨の立証を尽くさない限り、その建設は許されないものと解するのが相当である。」

(4) このように、裁判所は、行政訴訟であれ民事訴訟であれ、危険施設の建設や操業の差止めを求める訴訟において、証拠の偏在等を理由に、当事者の実質的公平を図るために、原告住民側の立証責任を軽減するための配慮をしてきたのである。再処理工場は、その規模も、設備の専門性も、事故を起こした時の被害の深刻さも産業廃棄物の最終処分場等とは比較にならない。産業廃棄物の最終処分場等の建設差止め請求訴訟等でなされた配慮が再処理工場の運転差止め請求訴訟で必要がないという被告の主張は暴論であり、長年の裁判実務が積み重ねてきた成果を無視する特異なものである。

5 原告らの反論4（上記被告の主張1(4)に対し）

(1) 伊方最高裁判決

伊方最高裁判決は、立証命題を「被告行政庁がした右判断に不合理な点があ

ること」と定め、その主張、立証責任は、本来、原告が負うべきものであるが、被告行政庁の側において、まず、被告行政庁の判断に不合理な点がないことを主張、立証する必要がある、被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認される、と判示した。「主張、立証を尽くす」とは、「主張、立証に成功する」こと、即ち真偽不明を超えて裁判官に確信を抱かせることを意味する。したがって、原子炉設置許可処分取消訴訟は、被告行政庁が「被告行政庁の判断に不合理な点がないこと」を立証できたか否かについて攻防が行われ、立証できれば原告の請求は棄却され、立証できなければ認容されることになる。すなわち、伊方最高裁判決の前記判示部分は、単に主張、立証の必要を述べたものではなく、本来、原告住民側が負担すべき客観的立証責任を事実上被告側に転換したものである¹。

(2) 女川原発訴訟一審判決の不合理

ア その後の原発運転の差止めを求める民事訴訟における下級審判決は、伊方最高裁判決の趣旨を誤認したと思われる。嚆矢となった女川原発訴訟一審判決（仙台地裁平成6年1月31日判決・判例時報1482号3頁）を見てみよう。ここで、仙台地裁は、「本件原子力発電所の安全性については、被告の側において、まず、その安全性に欠ける点のないことについて・・・立証する必要がある、被告が右立証を尽くさない場合には、本件原子力発電所に安全性に欠ける点があることが事実上推定（推認）される・・・そして被告において、本件原子力発電所の安全性について必要とされる立証を尽くした場合には、安全性に欠ける点があることについての右の事実上の推定は破れ、原告らにおいて、安全性に欠ける点があることについて更なる立証を行わなければならない」と

¹ 被告は、伊方最高裁判決の判例解説では、被告行政庁が立証すべきこととして、被告行政庁の判断に「一応の合理性があること」と記載されていることをその主張の根拠として指摘する（**答弁書 41 頁**）が、「一応の合理性」なる概念は、判文中にはなく、判例解説を執筆した調査官の造語であって、これを根拠にするのは不適切である。

判示し、安全性に関して、まず被告側に立証の必要を課するものの、最終的な立証の必要を原告に負担させるという二段階構造を示した²。

イ ここで、同判決は、被告から原告に立証の必要が転換する契機として、「推定が破れる」ことを指摘しているが、これは誤りであって、上記推定が破れることはない。何故なら、被告の立証活動のトータルな評価として「立証を尽くしていない」と判断されて「安全性に欠ける点があること」が事実上推定されるのであるから、被告の立証活動によってこの推定が破れることは有り得ず、せっきくの原告に有利な推定が原告の立証活動によって破れることも同様にあり得ないからである³。結局、原発の運転差止めを求める民事訴訟は、被告が「安全性に欠ける点がないこと」の立証に成功するか否かについて攻防がなされ（原告の立証活動は「反証」と位置付けられる。）、成功すれば、原告の請求は棄却され、成功したと認められなければ原告の請求が認容されるという単純な構造（一段階構造）になると理解されなければならない。

ウ ちなみに、上記判決は、被告が立証すべきことを「安全性に欠ける点のないこと」と、原告が立証すべきことを「安全性に欠ける点があること」としている。そうすると、被告が立証を尽くした場合、すなわち、「安全性に欠ける点のないこと」の立証に成功した場合に、原告は、「安全性に欠ける点があること」を立証できる余地があるという論理的帰結になるが、これは背理である。二段階構造を成り立たせるためには、被告が立証すべき「安全性に欠ける点のないこと」と原告が立証すべき「安全性に欠ける点があること」は一枚のコインの裏表ではなく、異なる内容のものでなければならない。しかし、同判決は、そのことを全く説明しない。

² 伊方最高裁判決は一段階構造であることに着目されたい。

³ 一般に「事実上の推定」という概念は、要証事実Aについて直接証拠がない場合に、間接事実a, b, cを立証して要証事実Aを推定する場合に使われる。このとき、相手方は、間接反証dを立証することによって推定を破ることができる。しかし、本件における推定は、本来的な立証責任を負わない当事者の立証活動の結果から事実上推定するのであるから、これが破れることは想定できないのである。

(3) その後の民事訴訟下級審判決

その後、福島原発事故前に言い渡された民事訴訟の下級審判決は、基本的に女川原発訴訟一審判決が示した二段階構造の枠組みを踏襲した【浜岡原発訴訟一審判決（静岡地裁平成19年10月26日判決・判例集未搭載）、志賀原発2号機訴訟二審判決（名古屋高裁金沢支部平成21年3月18日判決・判例時報1818号3頁）等】。もっとも、コインの表である被告が立証すべきことについては、上記静岡地裁判決は、「当該原子炉施設が原子炉等規制法及び関係法令の規制に従って設置運転されていること」と、上記名古屋高裁金沢支部判決は、「本件原子炉施設が本件安全審査における審査指針等の定める安全上の基準を満たしていること」とそれぞれ判示して、矮小化し、被告の立証の負担を極端に軽いものとした。

(4) 福岡高裁宮崎支部決定

福島原発事故後も漫然と上記の二段階構造を踏襲している裁判例があるが、福岡高裁宮崎支部決定（平成28年4月6日・判例時報2290号90頁）は、川内原発運転禁止仮処分即時抗告事件で、伊方最高裁判決を正しく理解した主張立証責任論を展開し、一段階構造を示した。その骨子は、次のとおりである。

ア 原告が人格権侵害の具体的危険の存在について主張立証責任を負う。

イ しかし、証拠の偏在等から、被告事業者において、人格権侵害の具体的危険が存在しないことについて主張立証する必要がある。被告がこの主張立証を尽くさない場合は、具体的危険の存在が事実上推定される。

ウ 被告は、具体的危険が存在しないことについての主張、立証において、具体的審査基準に不合理な点のないこと、当該原子力施設が具体的審査基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点がないこと、ないし、その調査審議及び判断の過程に看過しがたい過誤、欠落がないことを主張立証すれば足りる。これに対する原告の立証活動は反証である。

エ 被告が上記主張立証を尽くさない場合，具体的審査基準に不合理な点があること，当該原子力施設が具体的審査基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点があること，ないし，その調査審議及び判断の過程に看過しがたい過誤，欠落があることが事実上推定される。その場合，被告は，それでも人格権侵害の具体的危険が存在しないことを主張，立証することができる。

上記宮崎支部決定については，他の判断部分について様々な意見があるが，少なくとも，上記のとおり，立証責任論において伊方最高裁判決の趣旨を正解し，一段階構造を明言したことは評価に値する。

(5) その後の下級審判決，決定

その後は，上記宮崎支部決定に倣って，一段階構造を採用する裁判例が主流となっている。例えば，広島地裁平成29年3月30日決定，松山地裁平成29年7月21日決定，広島高裁平成29年12月13日決定（判例時報2357，2358合併号300頁），広島高裁令和2年1月17日決定（判例秘書登載）等である。

(6) 小括

被告の伊方最高裁判決の理解は，福島原発事故前の二段階構造論と同一であり，民事訴訟においては，「被告事業者が，具体的審査基準への適合判断に不合理な点がなかったことを主張立証した場合には，原告住民らは，適合判断に不合理な点があることについて主張立証責任を負う」という帰結になるが，そのような主張は，裁判実務においては，既に過去のものになりつつあるのである。

(7) なお，原告らが，裁判所は，「規制委員会に過度な信頼を置くことなく，合理性とは住民の安全が真に確保されている意味だと捉えた上，厳しく審査基準及び適合性判断の合理性を審理することが必須となる」（訴状119頁）と主張したのに対し，被告は，原子力規制委員会が適合性を認める判断を示

した場合は、「当該判断はそれを委ねられた原子力規制委員会の科学的，専門技術的知見に基づくものとして・・・尊重されるべき」と主張する。

被告が原告らの主張のどの部分を非難しようとしているのか必ずしも明らかではないが，伊方最高裁判決は，あえて「専門技術的裁量」という概念を用いることなく，原子炉設置許可処分 of 適否についての司法審査は，（実体的判断代置ではなく）「被告行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきである」と述べ，その枠組みを採用する限度で専門技術的判断に対する裁判所の謙抑的姿勢を明らかにしたが，「不合理な点があるか否か」という点についての判断の手法や姿勢については，「現在の科学的水準に照らす」ことを除いては，裁判所に何ら制約を課していない。そして，裁判所が「現在の科学的水準に」照らして判断するためには，現在の科学的水準に照らした原子力規制委員会の専門的判断が存在しない場合も想定されるのであるから，まさに裁判所自身が厳しく適合性判断の合理性を審査すべきであることは当然である。被告の主張は，裁判所をして合理性判断の実質的内容に可能な限り立ち入らせないとするものであって，裁判所を疎んじ，軽視するものであると言わざるを得ない。

6 付言

原子力発電所の運転等の差止め請求民事訴訟における立証責任論について，は，最近，関西学院大学神戸秀彦教授の著書『福島第一原発事故後の民事訴訟』（法律文化社）が発刊されたので，これを甲第99号証として提出する。過去の裁判例が整理され，あるべき立証責任論に言及されている。再処理工場の運転差止め請求訴訟の立証責任論は，原子力発電所の運転差止め請求訴訟と基本的に同一であると考えられるので，参照していただきたい。

第3 答弁書「第5」の「3」の「(1)」に対する反論

本項では、被告答弁書「第5 3 (1) 憲法上の権利に関する主張」に対する反論として、差止請求権の根拠は人格権であること及び再処理工場の設置・運転が憲法上許容されない理由が差止請求権の根拠となることについて申立書を補充して述べる。

1 被告反論の概要

被告は、原告の憲法上の権利に関する主張について、①憲法上の権利を保障する規定が私人相互の関係を直接規律することを予定するものではないことを理由として、憲法上の権利保障規定それ自体が差止請求権の根拠とならない旨、及び、②人格権に基づく差止請求権の存否の判断において、再処理工場施設の設置、運転等に関する法律が憲法に違反していることを考慮すべきであるという趣旨であつても、原子力関連法制は憲法に違反しないため原告らの主張が前提において失当である旨の反論をする(答弁書・第5・3・(1), 46頁～48頁)。

2 被告反論①について

しかし、原告らは憲法上の権利保障規定が、差止請求権の根拠になるとは主張していない。原告らの差止請求権の根拠はあくまでも人格権である(訴状14頁・「第4・1人格権に基づく妨害予防請求権」)。

原告らの「本件再処理工場の設置・運転が憲法上許容されない理由」に関する主張(訴状・第9, 132頁以下)は、本件再処理工場の設置、運転によって、憲法第13条、第25条、第22条等において憲法上価値を認められている利益が侵害されるというものである。

そして、憲法第13条、第25条、第22条等において憲法上価値が認められている利益を含む個人の生命、身体、精神、及び生活に関する利益の総体が人格権であることからすれば、本件再処理工場の設置、運転によって憲法第13条、第25条、第22条等において憲法上価値を認められている利益が侵害されるというこ

とは、まさに人格権が侵害されるということであり、「本件再処理工場の設置・運転が憲法上許容されない理由」に関する主張は、人格権に基づく差止請求権の発生を基礎付けるものである。

3 被告反論②について

原発法制が違憲であることは、訴状において既に述べたとおりである(訴状「第9・5, 6」)。

4 小括

以上より、原告らの差止請求権の根拠はあくまでも人格権であり、かつ、原告らの憲法上許容されない理由に関する主張は、人格権に基づく差止請求権の発生を基礎付けるものである。

第4 答弁書「第5」の「3」の「(2)」に対する反論

追って主張する。

第5 答弁書「第5」の「3」の「(3)」に対する反論

2020年8月12日付原告ら求釈明申立書及び回答書にて回答済みである。なお、同書面での原告らの求釈明について、被告らは速やかに回答されたい。

第6 答弁書「第5」の「3」の「(4)」、「(5)」に対する反論

1 「(4)」に対する反論

被告は、原告が国内外の原子力施設で生じた度重なる事故が起きている事実によらせば再処理工場などコントロールできないと主張したことに対して、本件再処理工場に関する具体的事実を挙げないで憶測を述べているにすぎず、これらの事故と、本件再処理工場の運転により原告らの生命、身体に被害が及ぶような差し迫っ

た具体的危険性があることとが、どのように関係するのかを何ら示していないと主張する(答弁書49頁)。

しかし、原告らが挙げた国内外の原子力施設で生じた度重なる事故で明らかなおろり、原子力施設は、その運転によって、人体に悪影響を与える放射性物質を大量に生み出し(又は、取り扱い)、ひとたび事故が起きると収束作業は複数の対策をいずれも成功させなければならないという困難な性質を有しており、ひとたび放射性物質が施設外へ放出されると、人々は被曝によってがんや白血病、遺伝的影響といった疾病を発症する危険を負い、住居等の生活基盤を失い、震災関連死にも至るなど深刻かつ重大な被害を招くという大きな危険を有する。これは、放射性物質を扱う施設に共通するものであり、原告らが挙げた国内外の原子力施設と同様に、本件再処理工場にも共通する。すなわち、本件再処理工場で取り扱う使用済核燃料の量は800トン/年であり(甲12・図1)、原子力発電所(100万kW)が生み出す核分裂生成物1トン/年及び使用済核燃料30トン/年(甲12・図1)の約26倍にもなる。しかも、本件再処理工場は、放射性物質を原料とした巨大な化学プラントのため、核施設としての臨界事故、放射性物質放出事故、被ばく事故などの危険性と、化学工場として火災・爆発事故などの危険性を合わせ持つのであり、原子力発電所と比べて格段に制御困難である。

したがって、国内外の原子力施設で度重なる事故が生じている事実は、放射性物質を扱う本件再処理工場でも事故が十分に生じ得て、ひいては大量の放射性物質が環境中に放出され、原告らの生命、身体、精神及び生活の平穩、あるいは生活そのものに重大かつ深刻な被害を及ぼす危険を示す重要な間接事実である。

2 「(5)」に対する反論

被告は、原告らが本件再処理工場の稼働は軍事転用につながりかねない、本件再処理工場を含む原子力発電のバックエンドに膨大なコストがかかる、高レベル放射性廃棄物の最終処分場が決まっていないなどとし、使用済核燃料の最終処分に関する

る政策的課題，原子力基本法及び原子炉等規制法の立法経緯，エネルギー資源確保の観点からの自然エネルギーと原子力との比較，国民及び自治体の意識の変化等についても述べているが，これらは我が国の原子力政策に係る課題を論ずるのに終始するものといわざるを得ず，原告らの請求をどのように根拠づけるのか，請求原因事実との関係が不明瞭であるというほかないと主張する（答弁書50頁）。

しかし，被告の挙げる原告らの主張は，いずれも原告らの請求を根拠づけることは訴状記載のとおりであり，「原子力政策に係る課題を論ずるに終始するもの」などではない。

まず，本件再処理工場の運転によって生じるバックエンドの膨大なコストや高レベル放射性廃棄物の最終処分場が決まっていないことは，将来世代へ重い負担を押し付けることを示しており，本件再処理工場の運転が命をつなぐ権利を侵害することを根拠づける。

また，原子力基本法等の立法時には，原子力はエネルギー資源確保のための夢のエネルギーなどと謳われていたものの，福島第一原発事故を経験した国民の多数が原発に反対するようになり，自治体や首長も実効性のある避難計画を策定できないとして原発の稼働に反対するようになった。原発が一機も動かなくとも電力供給に支障がないことも明らかになり，自然エネルギーが安価で安定的な電源になった。立法時からおよそ60年経過しても使用済核燃料の最終処分の見込みはない。プルトニウムは既に使いきれないほどある現状で本件再処理工場を運転してプルトニウムを取り出すことは，軍事転用につながりかねない。これらの事実は，本件再処理工場の運転が，その必要性を失い，むしろ運転することが有害で，事故を起こすと人々の生命，身体，精神及び生活の平穩，あるいは生活そのものに重大かつ深刻な被害が発生させる大きな危険を有する施設であることを示す。そして，そのような施設は，よほど高い安全性，すなわち「通常人が，万々が一にも事故は起こらないと確信を持ちうる」というレベルの安全性がなければ，その運転は認められない。

以上のとおり，被告の挙げる原告らの主張は，これらを根拠づける重要な事実である。

以上